参考資料

観光文化交流局 名古屋城総合事務所

参考資料の内容

１．意見に対する説明資料
（１）市が目指す「復元」の考え方
（２）建築基準法の適用除外とバリアフリー法の関係
（３）建築基準法の適用除外を受けた建築物に対するバリアフリー法の適用
（４）名古屋城天守の復元におけるバリアフリーの市の考え方
（５）垂直昇降設備を各階に２基設置とする場合の影響
（６）内部・外部昇降設備の併用についての検討

２．個別ヒアリング時の資料
（１）障害者特性の把握
（２）内苑から大天守５階までの観覧平面図

３．運用面（天守全体）での対応
（１）事前予約
（２）緊急対応

１．意見に対する説明資料

１（１）市が目指す「復元」の考え方

2月当事者参画の場
説明資料抜粋

○検討の前提

事業目的　「特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上と理解促進」

復元の考え方

本質的価値の理解につながるよう、歴史的事実を正しく伝える

可能な限り史実に忠実な復元
史資料の調査研究に基づき、
規模・構造・形式等に高い蓋然性を確保

両立

観覧のための環境整備
万一の地震・火災への安全性確保や、
バリアフリー等の現代設備を設置

現代設備の考え方

事業目的の範囲で、付加的・仮設的に現代設備を設置

史実性との調和　　**可逆性の確保**

1（1）市が目指す「復元」の考え方

事業目的　特別史跡名古屋城跡の**本質的価値の向上と理解促進**

特別史跡名古屋城跡の本質的価値

- **御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡**
- **現存する遺構や詳細な史資料により築城期からの変遷をたどることができる城跡**
- **現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡**

- 江戸城等の天守が失われる中、史上最大規模の天守として存在し続けたことは国民の愛着の現れ
- 伝統工法による近世最高水準の技術で築かれ、長期にわたり地震や風雪に耐えてきた
- 名古屋城は徳川家康の命により創建され、天守は戦災で焼失するまで300年以上にわたり当地の象徴として存在してきた

向上と理解促進を図る手段として木造復元

木造復元の意義

- **天守の建築的特徴の理解**
- **名古屋城が築かれた時代背景の把握**
- **近世期の名古屋城本丸の空間体験**
- **天守に関する調査研究の推進**
- **都市形成の起点となった名古屋城の再認識と歴史まちづくりの新たなシンボル**

効果をより高めるために

文化庁基準

復元的整備	復元
史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現	復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。

一部部材の変更の考え方

柱・梁等の主架構の変更もあり得る

一部部材の変更の考え方

高い蓋然性を有する範囲での変更はあり得るが、柱・梁等の主架構は変更しない

市の考え方

バリアフリーも踏まえつつ、文化庁の基準上の「復元」の中でも、**より史実性の高い復元を目指す**ことが名古屋城跡の本質的価値の向上と理解促進につながるものと認識しております。
そのため、柱・梁等の主架構は、木造天守の建築的特徴や近世最高水準の建築技術を今日に伝える本質的な要素であり、伝統工法の根幹であることから、変更しない方針としております。

１（２）建築基準法の適用除外とバリアフリー法の関係

○建築基準法の適用除外について

建築基準法における歴史的建築物の取り扱いについて

歴史的建築物において、現行の建築基準法の規定に適合させることが難しいものの内、建築基準法第３条第１項において、国宝、重要文化財や史跡に指定された建築物であったものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て、その原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定を適用しない。

建築基準法の適用除外が認められるために必要なこと

史跡に指定された建築物であったものの原形を再現する建築物が、現行の建築基準法等の規定に適合しない場合であっても、構造、防火・避難の安全面については、特定行政庁が建築審査会の同意を得て、その原形の再現がやむを得ないと認めるうえで必要な要件となっている。

必要となる構造、防火・避難の安全面に関する計画、及びその確認について

木造天守は、非常に特殊な建築物の原形を再現するものであるため、現行の建築基準法等の構造、防火・避難に関する規定をそのまま適合させることはできない。そのため、個別の安全面に関する計画を行い、この検証を高度かつ専門的な知識を有する専門家で構成される第三者機関からの評定を取得して、安全性を確認する。

1（3）建築基準法の適用除外を受けた建築物に対するバリアフリー法の適用

バリアフリー法の適用について

施設設置管理者等の責務（第6条）

・地方公共団体及び施設設置管理者には、**移動等円滑化に必要な措置を講じるよう努める。**

基準適合義務（第14条）

・特定建築物のうち、一定規模以上の特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準への適合が義務となる。
・建築基準法第3条第1項で規定する建築物は、バリアフリー法上の特定建築物から除外される。
・このため特別特定建築物に該当せず、**建築物移動等円滑化基準**の**適合義務の対象外**となる。

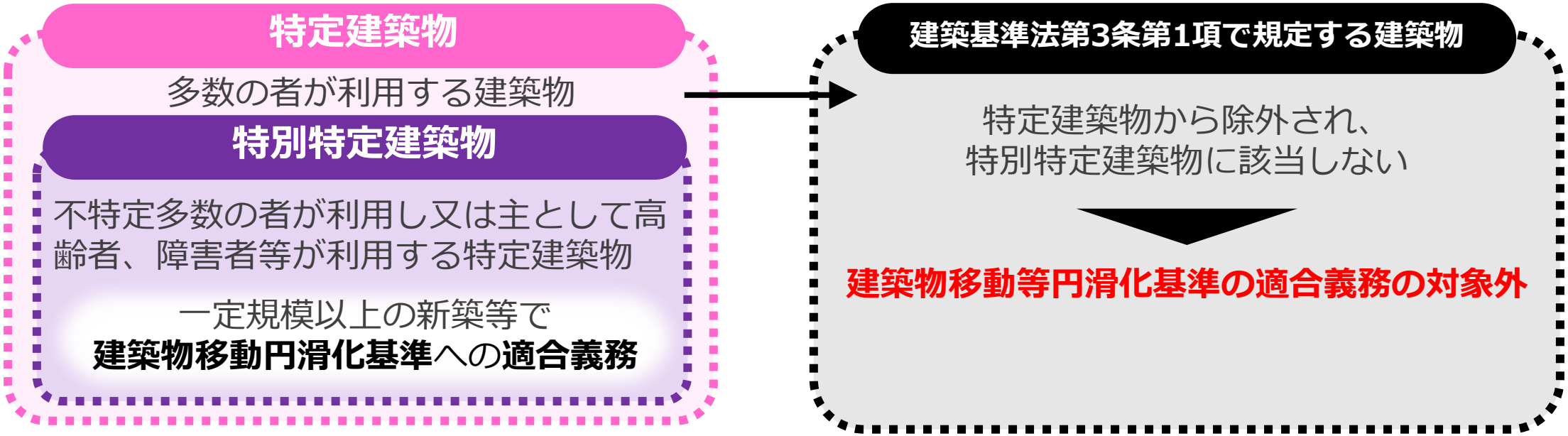

基準適合義務のイメージ図

１（４）名古屋城天守の復元におけるバリアフリーの市の考え方

➡木造天守の復元にあたっては、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準の対象外となるが、バリアフリー法及び障害者差別解消法の規定に基づき、移動等円滑化に必要な環境整備に努めることが必要

バリアフリー法	障害者差別解消法
・木造天守が、建築基準法第３条第１項第４号の認定を受けることにより、**建築物移動等円滑化基準の対象外**となる ・地方公共団体及び施設設置管理者の責務（第５条、第６条）として、**移動等円滑化に必要な措置を講じるよう努める**ことが必要	・障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止（第７条第１項）しており、**「環境の整備」（第５条）に努める**とともに、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ「合理的な配慮」（第７条第２項）を行う**ことが必要

1（5）垂直昇降設備を各階に２基設置とする場合の影響

○垂直昇降設備の2基配置イメージ図（１階）

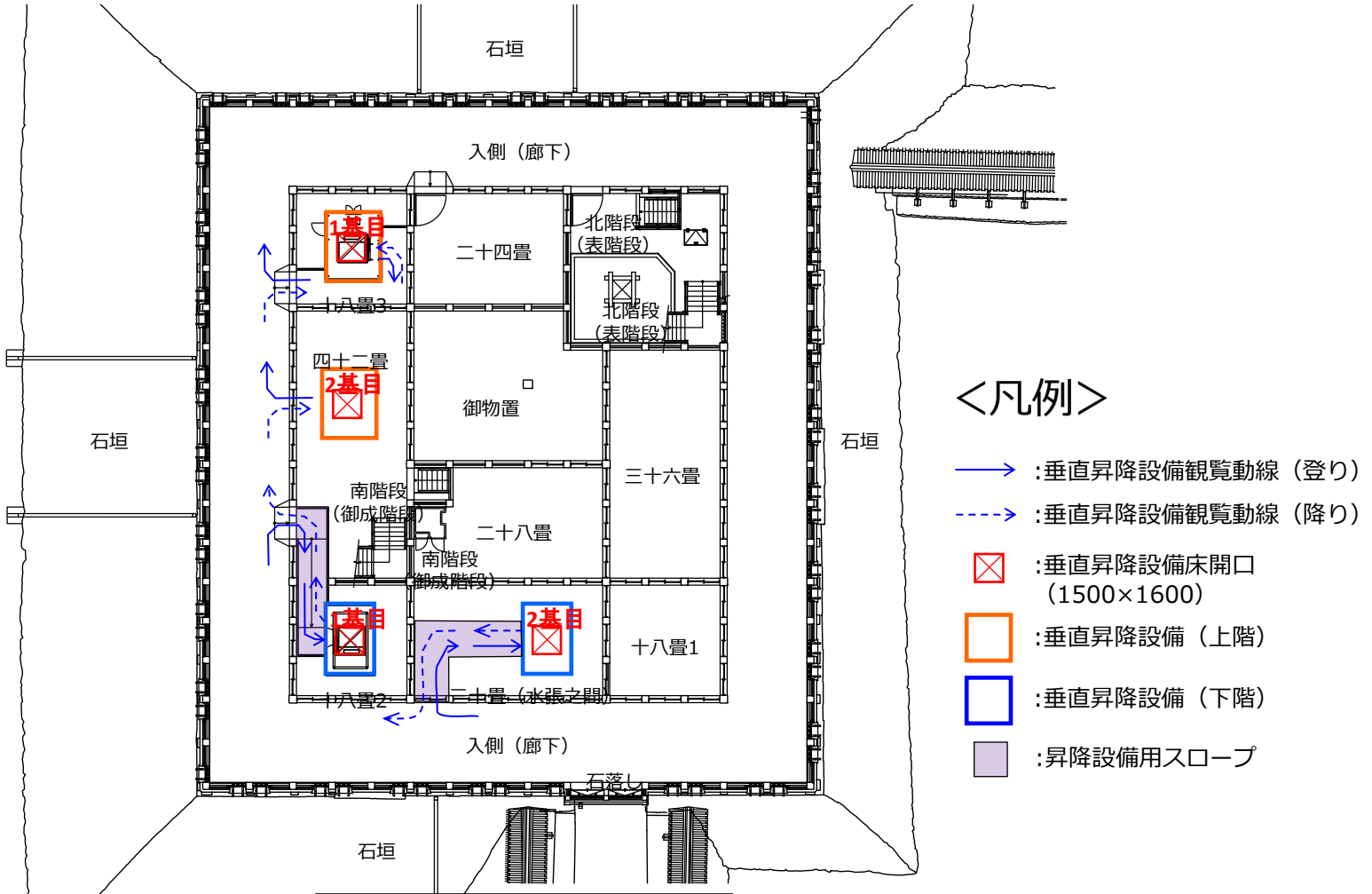

大天守１階平面図　※イメージ図である

○検討結果

- 垂直昇降設備を設置するための各種前提条件により、設置できる場所は限られる。
- 垂直昇降設備は、各階ごとに乗り換えて上階へ行くものであるため、中間階においては、乗降口が合計４か所必要であり、それぞれ別の部屋に設置されるものとなる。
- **設置スペースの問題**だけではなく、**観覧できる範囲や運営スペースの減少**や、**天守に付加される重量増加による構造への負担増**などについての課題が大きい。

⇒垂直昇降設備を2基（2セット）配置することは困難である。

１（６）内部・外部昇降設備の併用についての検討

○内部垂直昇降設備・外部エレベーター併用についての検討

○検討の前提

・内部は垂直昇降設備を設置した上で、外部エレベーター（現在と同じ11人乗り）を設置。

・天守の屋根に干渉しない高さである、現天守閣と同じ１階まで設置した場合にどのような影響があるかの確認を行う。

※内部の垂直昇降設備の設置位置は検討中のため図面上には記載していない

１階までの外部エレベーター棟が建設可能な場合の内部・外部昇降設備併用設置イメージ

○外部エレベーターにより大天守１階にアクセスし、内部は垂直昇降設備により昇降

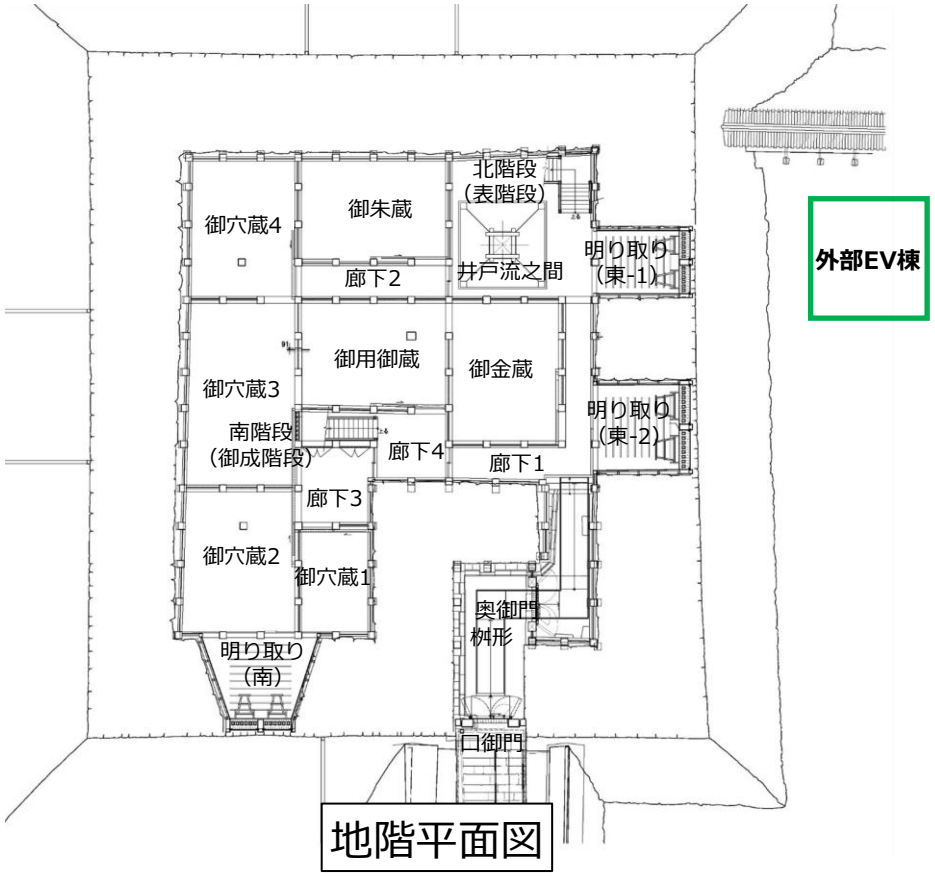

地階平面図

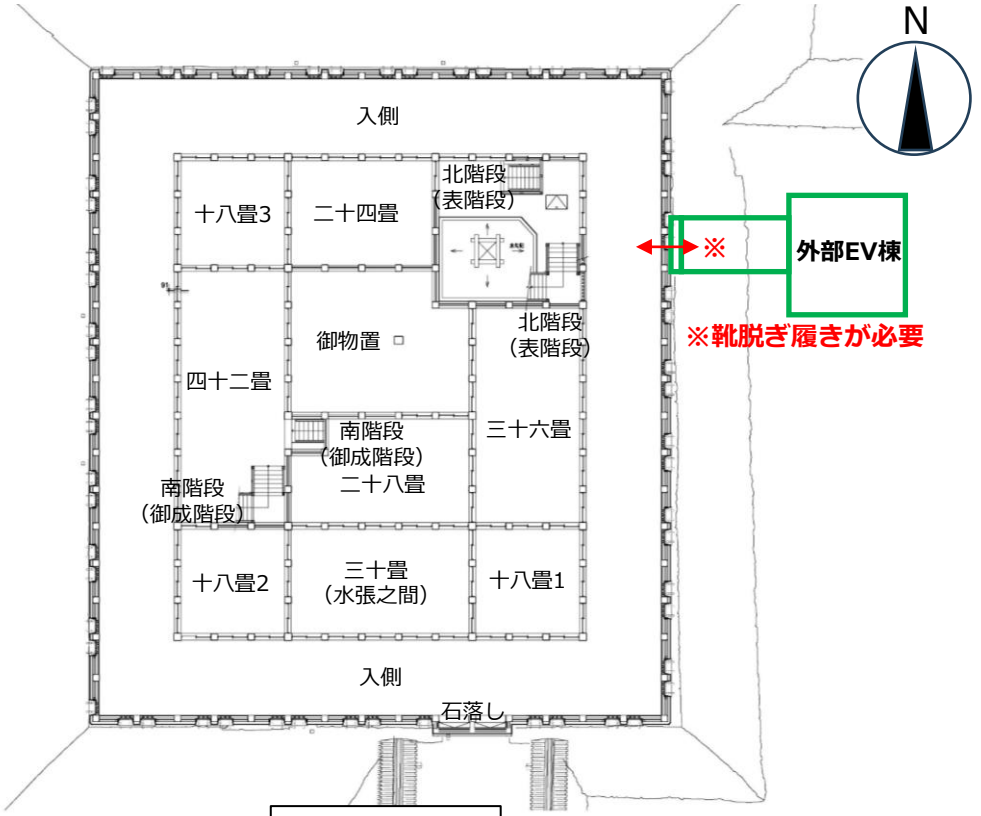

１階平面図

１（６）内部・外部昇降設備の併用についての検討

○外部エレベーター（11人乗り）を１階まで設置した場合の影響確認

・外部エレベーター棟は鉄骨造となり、地震時は木造の天守とは別の揺れ方となるため、１階への空中通路は外部エレベーター棟から**持ち出しの構造（エレベーター棟のみで支える構造）**とすることが必要である。（現天守閣の外部エレベーター棟の空中通路は、両方の建物で支える構造である）。

・片側に荷重がかかるバランスの悪い建物を安全に支えるために、**現天守閣のエレベーター棟基礎よりも大きい規模の基礎や支持地盤に達する杭の打設**が必要であり、かつ工事に際して、**基礎周辺を含めた広範囲の掘削**を行うこととなる。

・**大天守石垣や、不明門付近の桝形を構成する石垣の地盤内の石垣（根石等）に極めて近接する**

外部エレベーター棟の想定規模	
建物平面サイズ	構造安定性の理由により、現在の外部エレベーターより大きな建物平面サイズが必要

想定設置場所

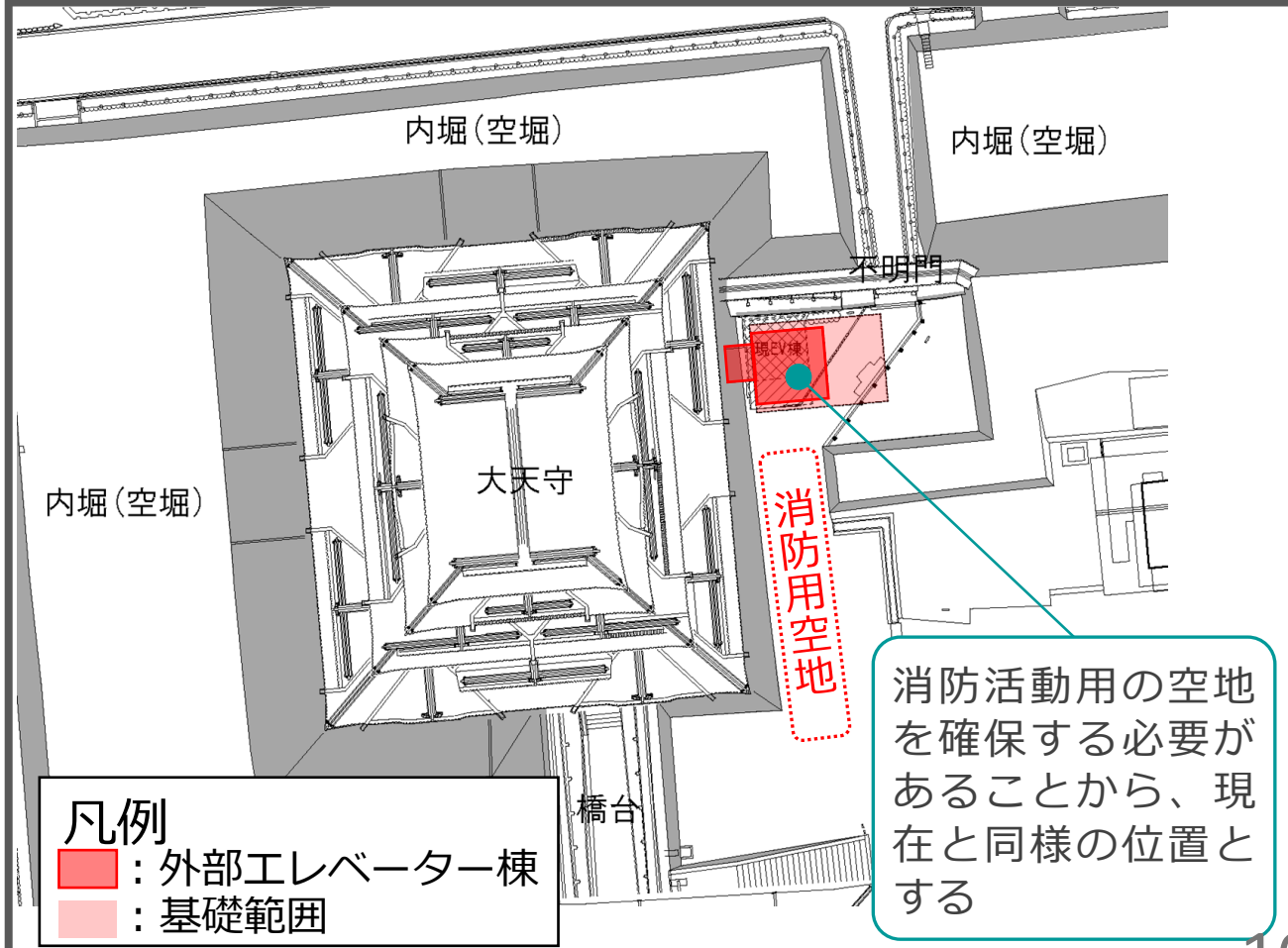

1（6）内部・外部昇降設備の併用についての検討

○現天守閣と木造天守の構造上の違いによる影響

- 現天守閣と外部エレベーター棟の間の空中通路は**両方の建物で支えている。**
- 空中通路を**外部エレベーター棟から持ち出す必要がないため**、外部エレベーター棟の**基礎範囲は小さい。**

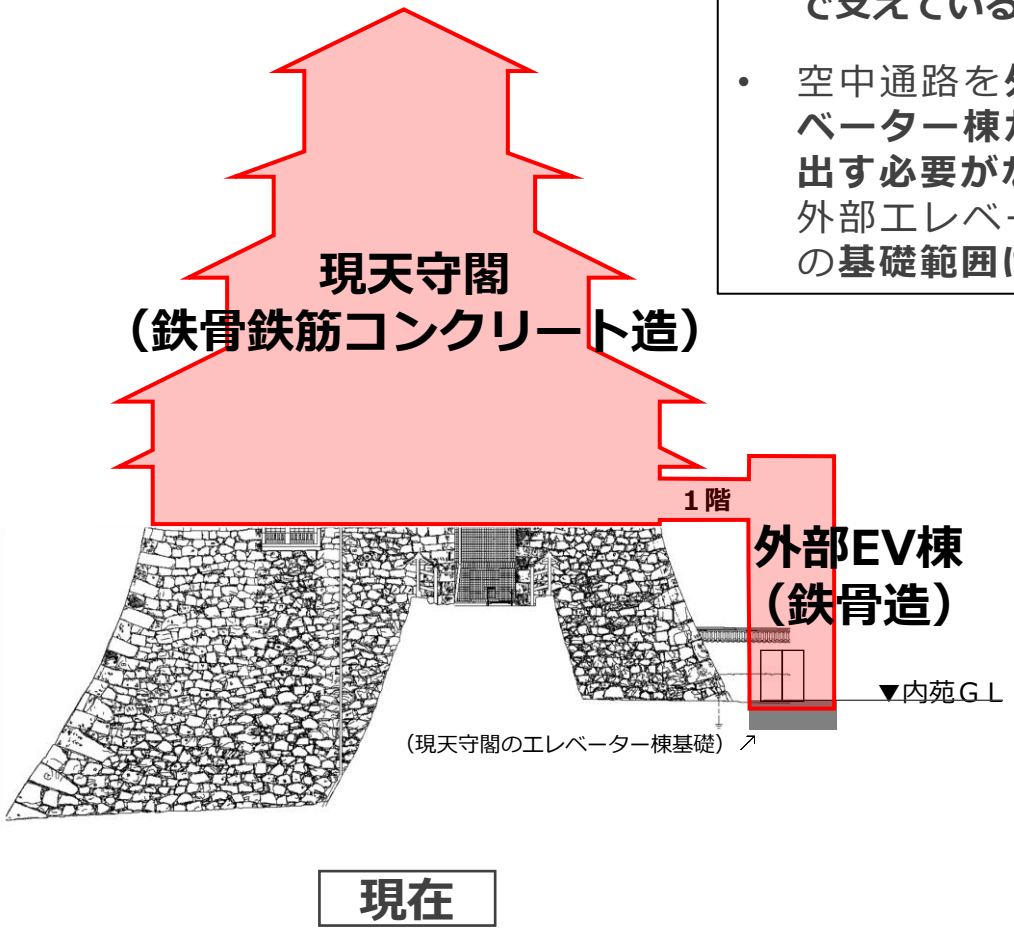

現在

- 木造天守は地震時の揺れによる変形が大きく、鉄骨造のエレベーター棟は地震時の揺れによる変形が小さい構造である。
- **両方の建物の揺れ方が異なるため、**空中通路を両方の建物で支えることはできず、**外部エレベーター棟から持ち出す必要がある。**片側に荷重がかかるバランスの悪い建物を安全に支えるために、**大規模な基礎や杭の設置が必要**となる。

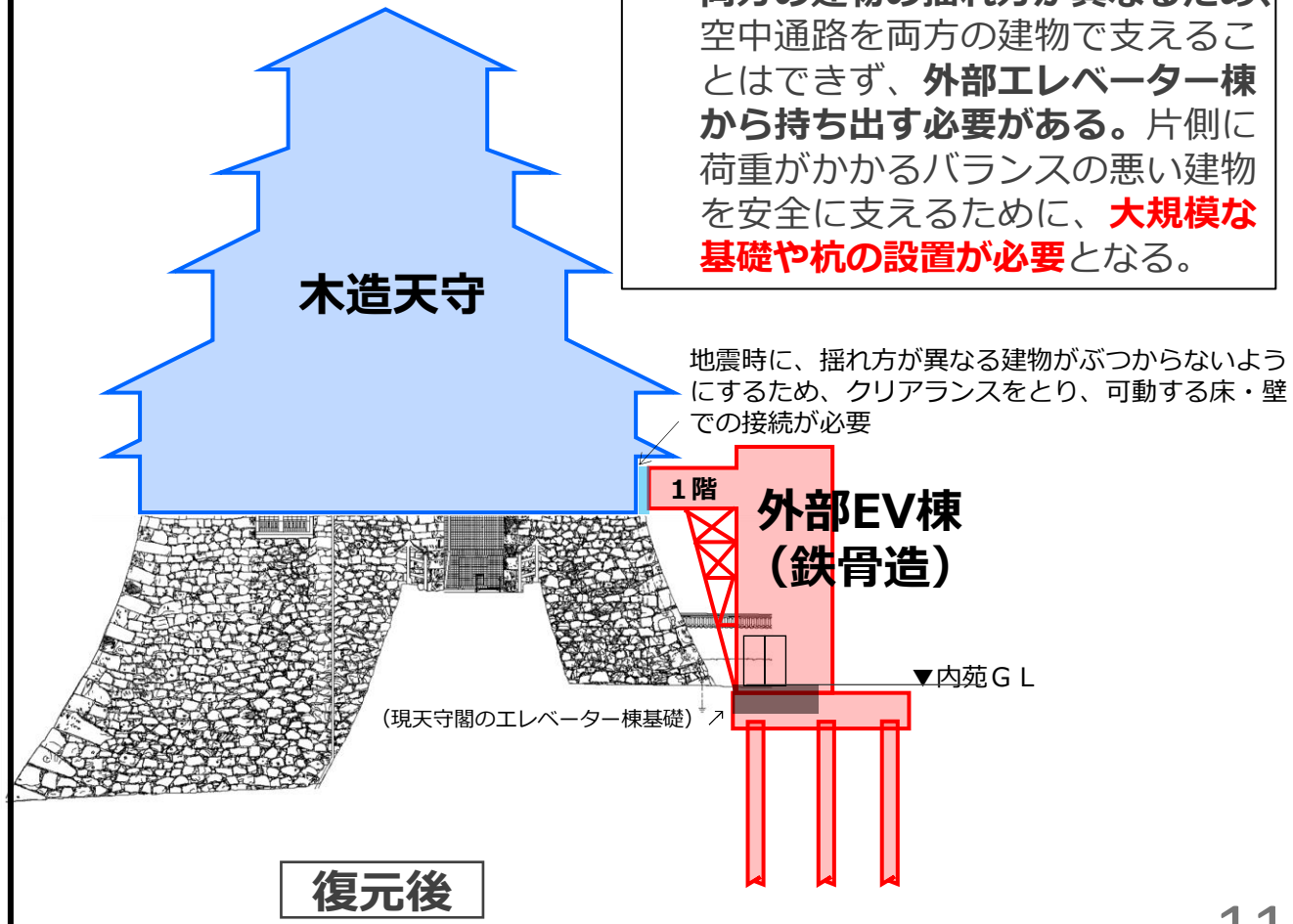

復元後

1（6）内部・外部昇降設備の併用についての検討

○外部エレベーター棟設置イメージ

南立面

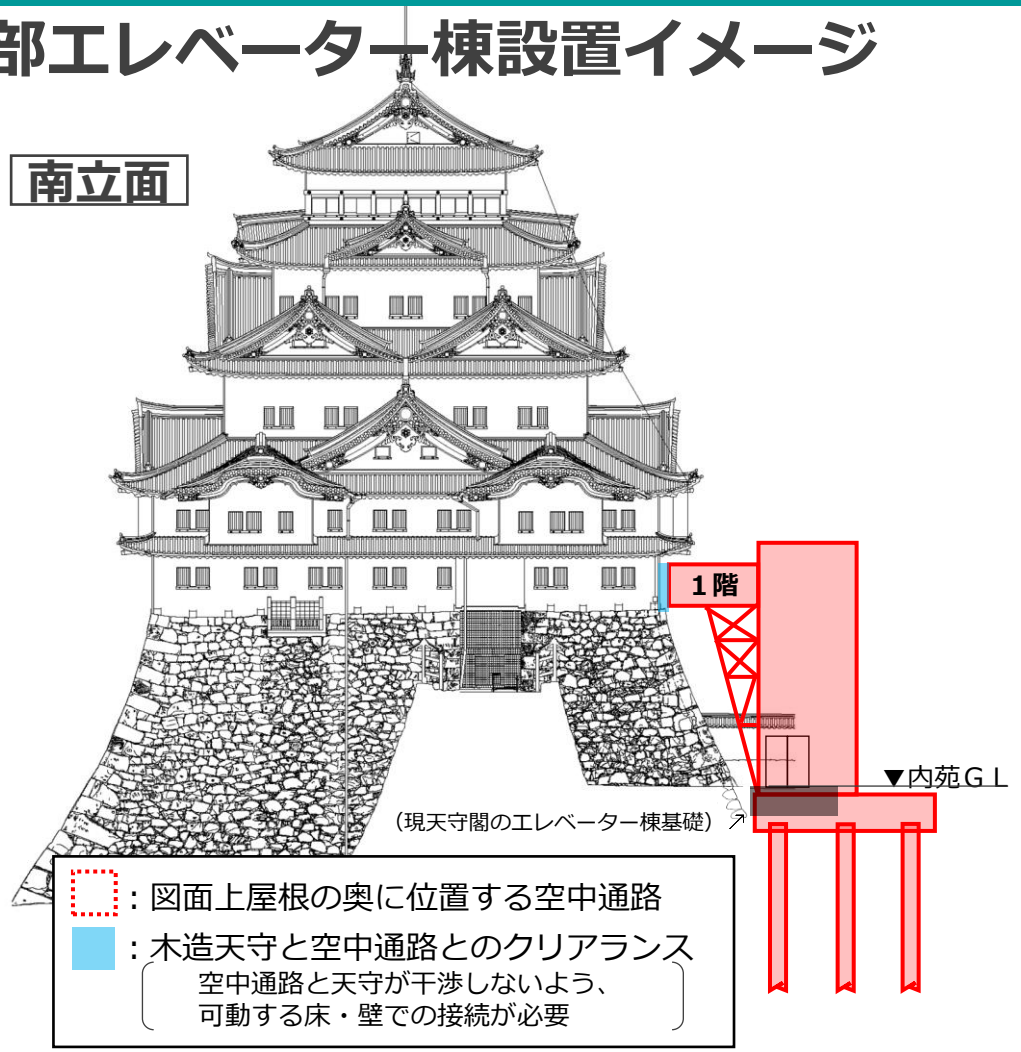

：図面上屋根の奥に位置する空中通路

：木造天守と空中通路とのクリアランス
（空中通路と天守が干渉しないよう、可動する床・壁での接続が必要）

東立面

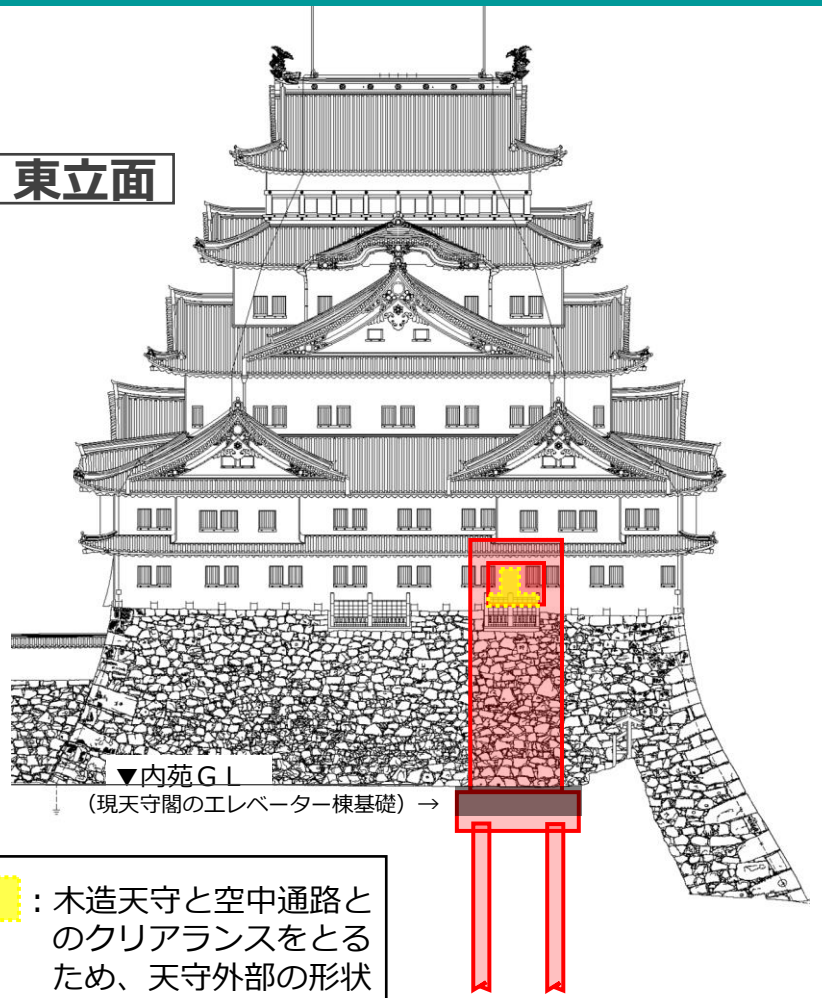

：木造天守と空中通路とのクリアランスをとるため、天守外部の形状変更が必要な部分

外部エレベーター棟の基礎及び杭工事は周辺の石垣と地下遺構の保存に影響が大きい（毀損することとなる）

２．個別ヒアリング時の資料

2（1）障害者特性の把握

○障害者特性（1/6）　（福祉都市環境整備指針より引用）

対象者	高齢者	肢体不自由者 （車いす使用者）	肢体不自由者 （歩行困難者・杖使用者など）
特性	・加齢に伴う身体機能の虚弱化が進み、日常生活動作能力に低下傾向がみられる ・加齢に伴う視力や聴力などの感覚機能の低下や認知機能の減衰により、周辺状況の把握が困難な場合があり、情報の伝達やコミュニケーションが難しい方もいる ・身体機能の低下により、手指・足腰・体幹などの動作や自由度に困難さを生じ、歩行や物の持ち運びといった移動動作が難しい方もいる ・慣れない機器などに戸惑う方もいる ・急な体調の変動が起こりやすい	・全身または身体機能の一部の障害により車いすを使用している ・段差のあるところや幅の狭いところは移動できない ・脳性麻痺で意思とは関係なく身体が動く不随意運動を伴う方もいる ・障害の程度は個人差があり、複数の障害が合併していることもある ・文字の記入が困難な方もいる ・話すことが困難で、自分の意思を伝えにくい方もいる ・体温調節が困難な方もいる ・座位が低いため、手の届く範囲が限られたり、高いところの表示が見えにくい ・手動の車いすでの移動する際には両手が塞がっている ・上肢（手や腕）に障害があると、手や腕を動かすことが難しい	・上肢（手や腕）、下肢（足）、体幹（胴体）の障害により、杖や装具などを使用している方もいる ・歩行、座位や立位の姿勢保持、物の持ち運び等に支障がある ・脳性麻痺で意思とは関係なく身体が動く不随意運動を伴う方もいる ・障害の程度は個人差があり、複数の障害が合併していることもある ・文字の記入が困難な方もいる ・話すことが困難で、自分の意思を伝えにくい方もいる ・体温調節が困難な方もいる ・上肢に障害があると、手や腕を動かすことが難しい
施設・設備の使いやすさ	スロープ 出入口・廊下 階段 トイレ	スロープ 出入口・廊下 エレベーター トイレ	スロープ 出入口・廊下 階段 トイレ
移動のしやすさ	通路等の路面 経路 休憩施設	通路等の路面 経路 休憩施設	通路等の路面 経路 休憩施設
案内情報のわかりやすさ	サインシステム 音声案内	サインシステム	サインシステム

2（1）障害者特性の把握

○障害者特性（2/6）　（福祉都市環境整備指針より引用）

対象者	視覚障害者 （全盲）	視覚障害者 （弱視・視野狭窄・色覚障害など）	聴覚障害者
特性	・全く見えない状態である ・先天性か、病気や事故による中途障害かによっても、障害の内容には個人差がある ・視覚情報が得られないため、聴覚、触覚などから情報を得ている ・位置や周囲の状況の把握が難しいため、慣れていない場所では一人で移動することが難しい ・点字は視覚障害者の中でも読めない方のほうが多い	・眼鏡等で矯正しても視力が弱い。（弱視（ロービジョン）） ・見える範囲が狭い。（視野狭窄） ・特定の色が区別できない。（色覚障害） ・暗い所になると見えなくなる方や、明るいとまぶしくて見づらくなる方もいる ・高齢者には白内障などを伴う方もいる ・先天性か、病気や事故による中途障害かによっても、障害の内容には個人差がある ・保有視力や聴覚、触覚などから情報を得ている ・位置や周囲の状況の把握が難しいため、慣れていない場所では一人で移動することが難しい方もいる ・点字は視覚障害者の中でも読めない方のほうが多い	・全く聞こえない、聞こえにくい、片方の耳がよく聞こえないなど、人によって聞こえ方の差がある ・言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいる ・先天性か、病気や事故による中途障害かによっても、障害の内容には個人差がある ・外見からは障害のあることがわかりにくく、周囲の理解を得づらいことがある ・視覚や残存聴力などから情報を得ている ・聴覚の活用による言葉の習得に課題があることにより読み書きが困難な方もいる ・補聴器をつけていても、明瞭に聞こえているとは限らない ・コミュニケーションの手段は手話、筆談、口話などの様々な方法がある。（手話は聴覚障害者の中でもわからない方のほうが多い。）
施設・設備の使いやすさ	スロープ 階段	スロープ 階段	全般
移動のしやすさ	通路等の路面 経路	通路等の路面 経路	経路
案内情報のわかりやすさ	音声案内 点字表示	サインシステム 音声案内 点字表示	サインシステム 電光掲示板等

2（1）障害者特性の把握

○障害者特性（3/6）　（福祉都市環境整備指針より引用）

対象者	言語障害者 （音声機能障害・言語機能障害）	内部障害者	知的障害者
特性	・音声機能障害（※1）か、言語機能障害（※2）かによっても、障害の内容には個人差がある ※１咽頭等音声を発する器官の障害により、音声や発音、話し方に障害がある ※２先天的な聴覚障害で発話習得や、脳血管障害等による失語症などを原因として、言葉の理解や表現に障害がある ・外見からは障害のあることがわかりにくく、周囲の理解を得づらいことがある ・発声機能を喪失した方の中には、食道発声法や電動式人工咽頭等を使用して会話をする方もいる ・失語症の方は一見、滑らかに話をしていても、言い間違いや聞き間違いをすることがあり、また、複雑な内容や長い文章は理解することが難しいことがある	・病気等により内臓の働きが弱くなったり、損なわれたりする機能の障害、ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫機能の障害がある ・外見からは障害のあることがわかりにくく、周囲の理解を得づらいことがある ・障害のある臓器だけでなく全身状態が低下しているため、疲れやすい ・急な体調の変動が起こりやすい ・ペースメーカーを体内に埋め込んでいる方もいる。（心臓機能障害） ・酸素ボンベを携帯している方、人工呼吸器を使用している方もいる。（呼吸器機能障害） ・人工肛門・人工膀胱（ストーマ）を造設している方（オストメイト）もいる。（膀胱・直腸機能障害）	・生活や学習面で現れる知的な働きや発達が、同年齢の人の平均と比べゆっくりとしている ・知的能力の程度や、自閉症等の他障害との合併障害により、障害の内容や程度には個人差がある ・脳内の障害であるため、外見からはわかりにくく、周囲の理解を得づらいことがある ・複雑な話や抽象的な概念を理解しにくい ・人に尋ねることや言葉で自分の気持ちを伝えることが苦手な方もいる ・未経験の出来事や急な状況変化への対応が苦手な方もいる ・慣れない機器などに戸惑う方もいる ・読み書きや計算が苦手な方もいる
施設・設備の使いやすさ	全般	スロープ 階段 トイレ	多目的室
移動のしやすさ	経路	経路 休憩施設	経路
案内情報のわかりやすさ	サインシステム	サインシステム	サインシステム

２（１）障害者特性の把握

○障害者特性（４/６）　（福祉都市環境整備指針より引用）

対象者	精神障害者	発達障害者	高次脳機能障害者
特性	・統合失調症、うつ病、躁うつ病、てんかん、アルコールや薬物依存症等の精神疾患である ・統合失調症では、脳（神経）の働きが活発になりすぎて、幻視、幻聴、妄想が現れたり、その後、やる気が起きない、疲労感が濃い状態になったり、判断・理解力などの認知機能が低下したりすることがある ・外見からは障害のあることがわかりにくく、周囲の理解を得づらいことがある ・ストレスに弱い方、対人関係やコミュニケーションが苦手な方もいる	・脳の機能障害によって生じるもので、「自閉スペクトラム症」（ASD）や「注意欠如多動症」（ADHD）、「限局性学習症」（SLD）がある ・知的な遅れがある場合もあれば、平均以上の能力がある場合もあ。 ・脳機能の発達のアンバランスさから、得意・不得意の差が大きいため、周囲の理解を得づらいことがある ・遠回しの言い方やあいまいな表現は理解しにくい ・外見からは障害のあることがわかりにくく、周囲の理解を得づらいことがある ・相手の表情、態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる ・順序立てて論理的に話すことが苦手な方もいる ・関心のあることばかり一方的に話す方もいる	・事故や脳血管障害等の病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知障害や行動障害等の症状のことをいう ・身体に障害が残らないことも多く、外見からはわかりにくく、周囲の理解を得づらいことがある ・記憶障害（すぐに忘れる、新しいことを覚えられない）、注意障害（不注意が多い、集中力が続かない）、遂行機能障害（計画を立てて物事を進められない、指示されないと動けない）、社会行動機能障害（すぐに怒る、欲しいものを我慢できない）などがある
施設・設備の使いやすさ	多目的室	多目的室	多目的室
移動のしやすさ	経路 休憩施設	経路	経路 休憩施設
案内情報のわかりやすさ		サインシステム	サインシステム

２（１）障害者特性の把握

○障害者特性（５/６）　（福祉都市環境整備指針より引用）

対象者	難病患者	妊産婦	乳幼児連れの方
特性	・「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、原因が解明されておらず、治療法が確立していない疾病で、その病態は様々である。 ・症状には頻繁に変化がみられる、日によって変化が大きいといった特徴や、進行性の症状、大きな周期での回復と悪化を繰り返すことがある ・痛みや脱力感、倦怠感など外見上わかりにくい症状に悩まされていることも多い ・言語障害や四肢麻痺などのため、会話や意思伝達に困難がある場合もある ・急な体調の変動が起こりやすい	・歩行が不安定である ・長時間の立位が難しい ・急な体調の変動が起こりやすい ・足元が見えなく、しゃがむのが難しい ・妊娠初期もつわりなどで長時間の立位が難しかったり、急な体調の変動が起こりやすかったりするが、外見からは妊娠していることがわかりにくいために周囲の理解を得づらいことがある ・産後も体力が回復するまでの間は長時間の立位が難しかったり、急な体調の変動が起こりやすかったりする	・階段、段差の昇降が難しい。（ベビーカーの場合、段差のあるところや幅の狭いところは移動できない。） ・乳幼児を抱きかかえているときは長時間の立位が難しい ・乳幼児の不意な行動により危険が生じることがある ・乳幼児の急な体調の変動が起こったり、おむつ交換や着替え、授乳が必要となることがある
施設・設備の使いやすさ	スロープ 階段 トイレ	スロープ 出入口・廊下 階段 トイレ	スロープ 出入口・廊下 エレベーター トイレ 授乳室・おむつ交換場所
移動のしやすさ	経路 休憩施設	通路等の路面 経路 休憩施設	通路等の路面 経路 休憩施設等
案内情報のわかりやすさ		サインシステム	サインシステム

２（１）障害者特性の把握

○障害者特性（６/６）　（福祉都市環境整備指針より引用）

対象者	子ども	外国人・その他 （旅行者等）
特性	・身長が低いため、手、足の届く範囲が限られたり、高いところの表示が見えにくい ・漢字を読めなかったり、文字自体を読めないことがある ・機器を一人では使えないことがある	・日本語による情報収集やコミュニケーションが難しい方もいる ・日本語が話せる外国人の方でも漢字を読めなかったり、複雑な表現では理解できないことがある ・慣れない場所のために位置がわからなかったり、読めない地名がある
施設・設備の使いやすさ	トイレ	
移動のしやすさ	通路等の路面 経路	経路
案内情報のわかりやすさ	サインシステム	サインシステム

2（1）障害者特性の把握

○障害者特性（複合的な配慮が必要となる場合）

対象者	内容
高齢な障害者	・障害の特性と高齢の特性を踏まえた複合的な配慮が必要
障害児	・障害のある子どものことで、障害の特性と子どもの特性を踏まえた複合的な配慮が必要 ・障害児を連れている方（親や家族など）も含めた配慮も必要
盲ろう者	・視覚と聴覚の重複障害がある方のことで、全く見えず聞こえない「全盲ろう」、見えにくく聞こえない「弱視ろう」、全く見えず聞こえにくい「盲難聴」、見えにくく聞こえにくい「弱視難聴」の方がいる ・障害の状態や程度、原因、成育歴等により、コミュニケーション手段は異なり、支援方法も異なる ・障害の状態や程度に応じて視覚障害や聴覚障害の方と同じ対応が可能な場合もある ・手書き文字や触手話、指点字などを利用する方もいる
重症心身障害者	・重度の肢体不自由（寝たきりの状態、やっと座ることができる状態）と重度の知的障害（IQ＝35以下）の重複障害がある方のことで、自宅で介護を受けたり、専門施設に入所するなどして生活している ・声は出せるがほとんど話すことができず、意思は口の動きと目での訴えで伝えるものの、常時介護している人でないと理解することが困難である

（福祉都市環境整備指針より引用）

2（2）内苑から大天守５階までの観覧平面図

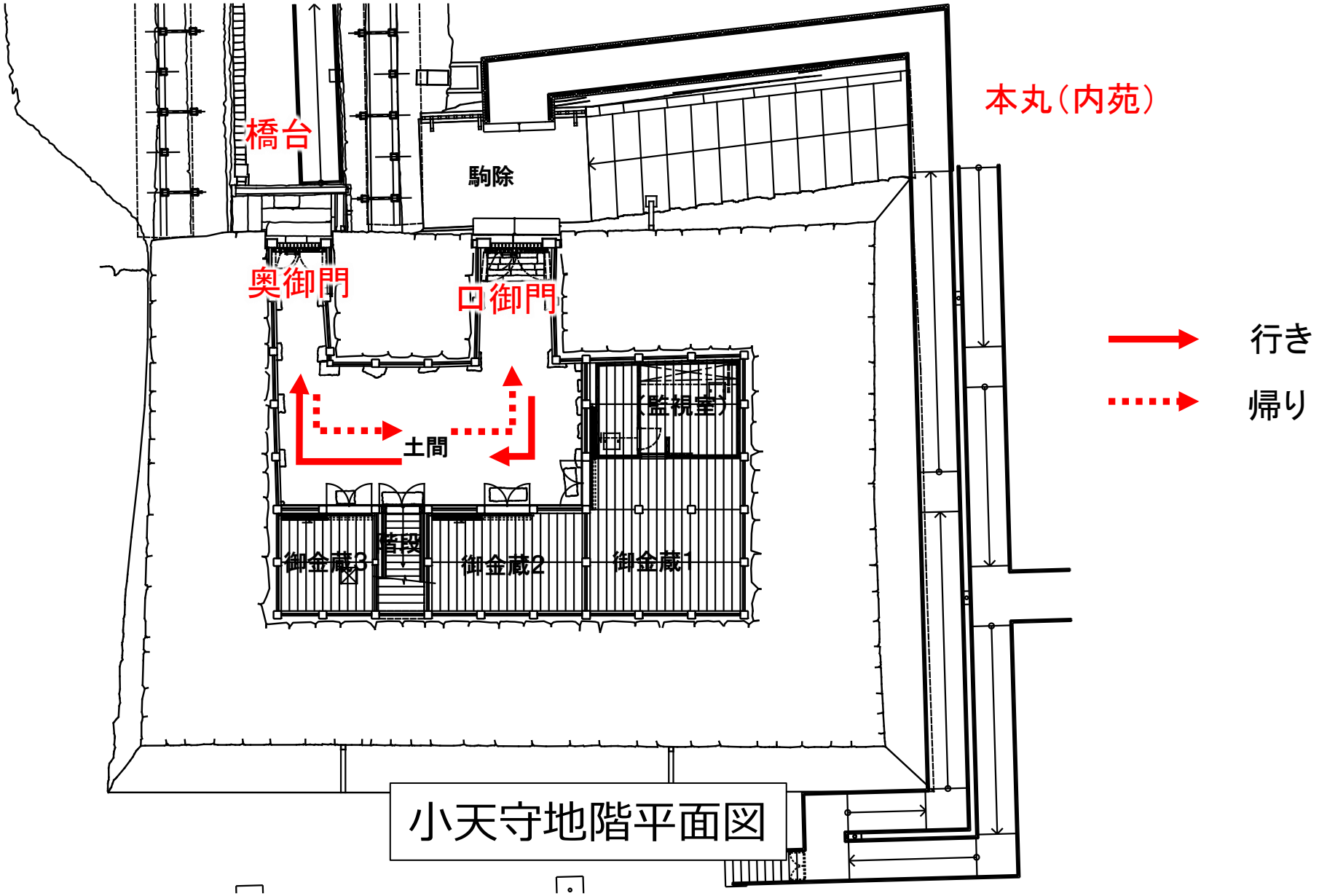

2（2）内苑から大天守５階までの観覧平面図

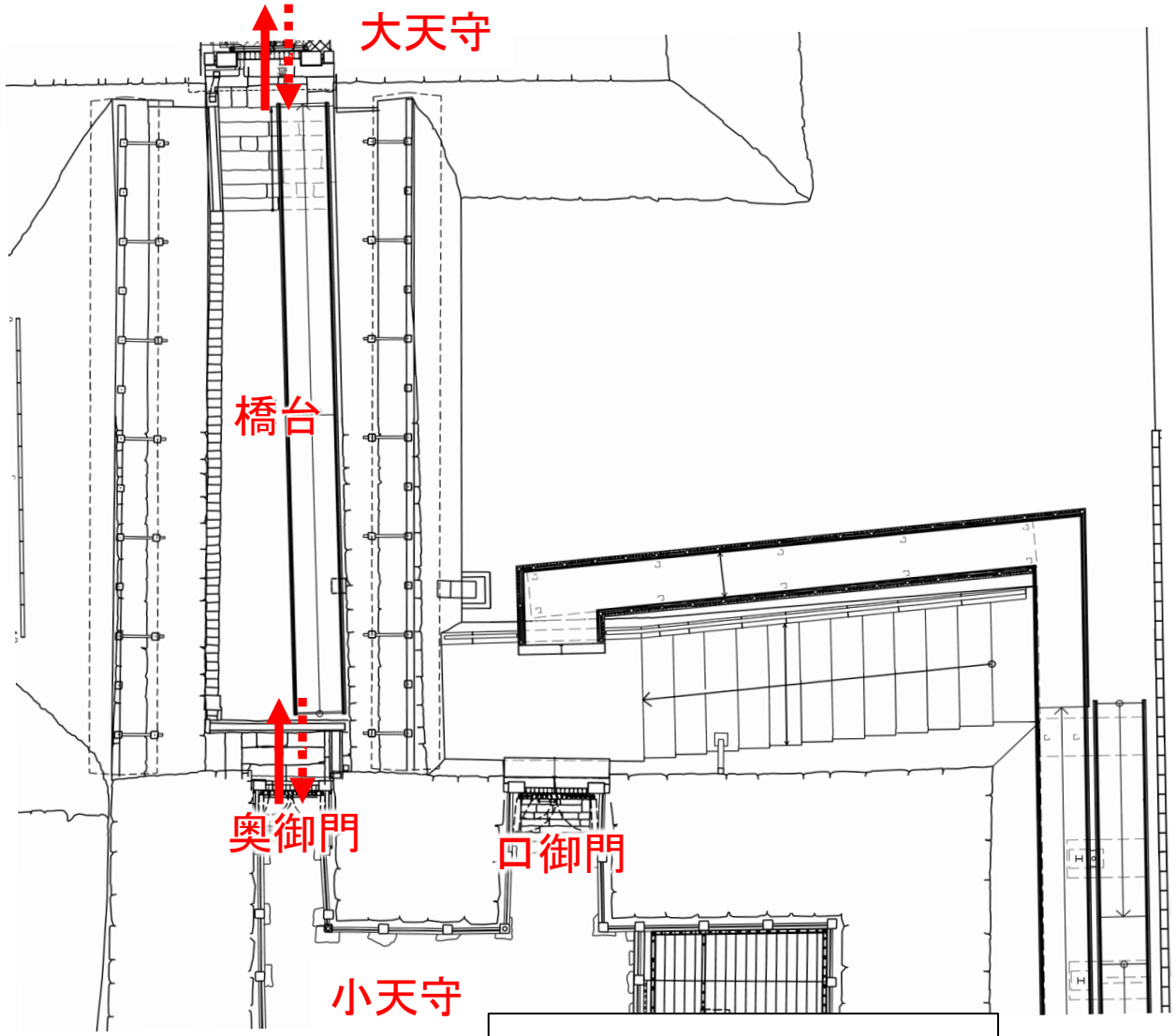

橋台平面図

行き

帰り

2（2）内苑から大天守５階までの観覧平面図

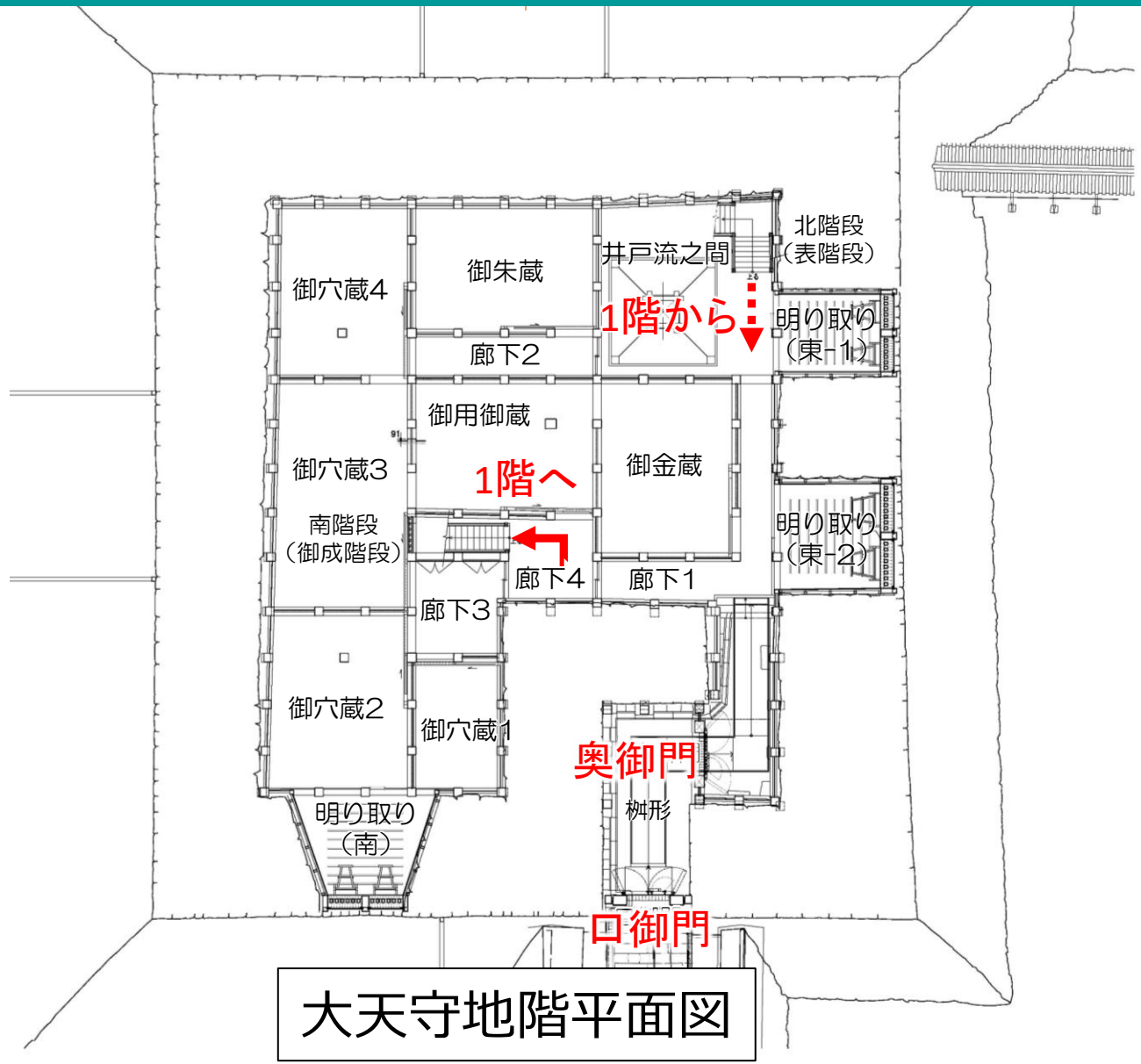

大天守地階平面図

行き

帰り

2（2）内苑から大天守５階までの観覧平面図

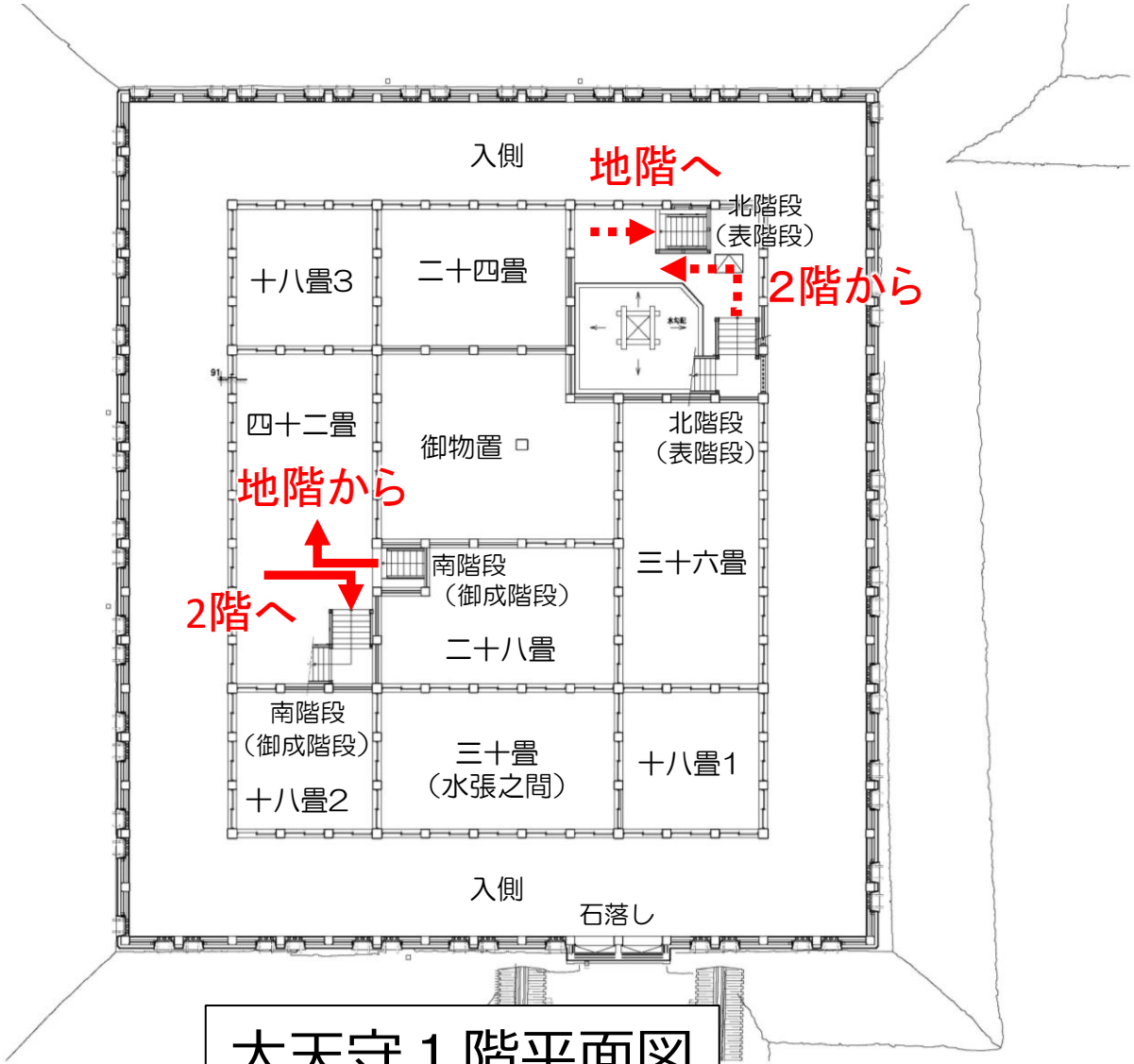

大天守１階平面図

行き

帰り

2（2）内苑から大天守５階までの観覧平面図

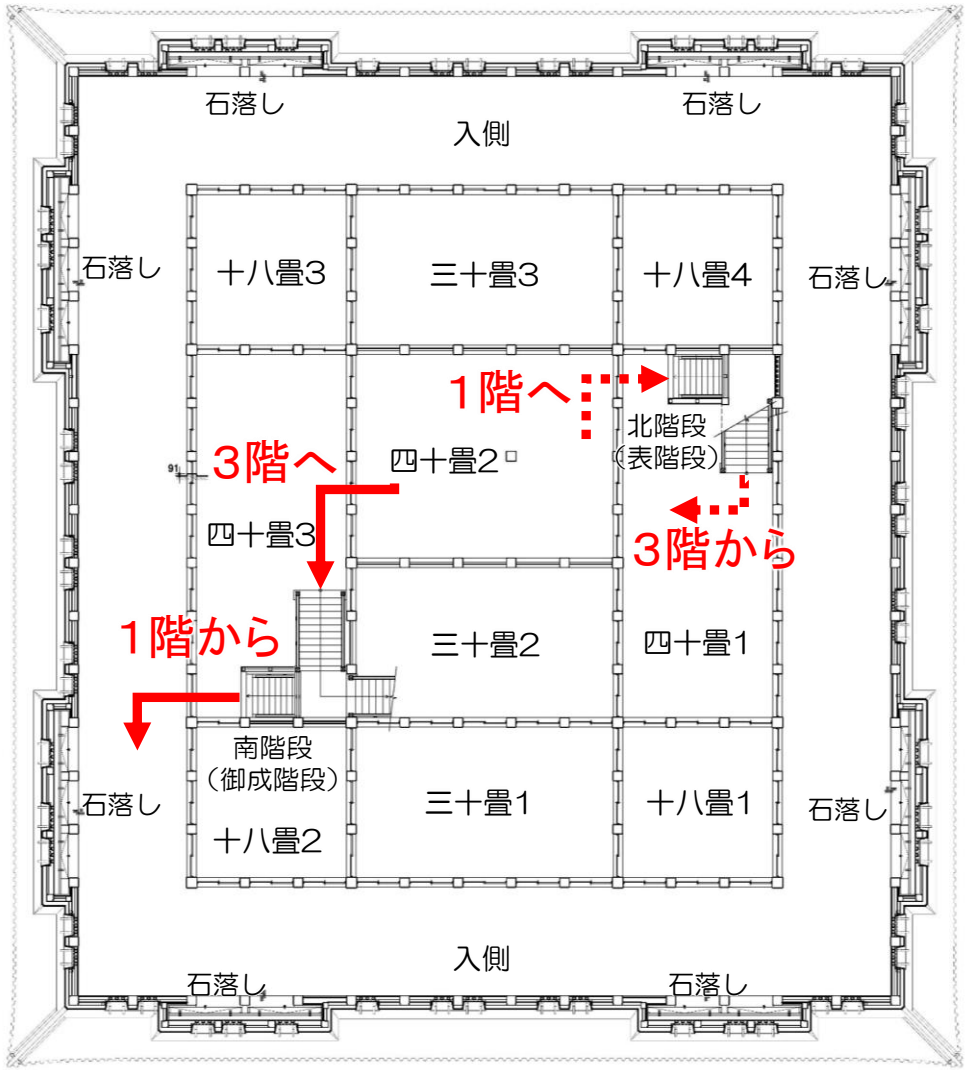

大天守２階平面図

行き

帰り

2（2）内苑から大天守５階までの観覧平面図

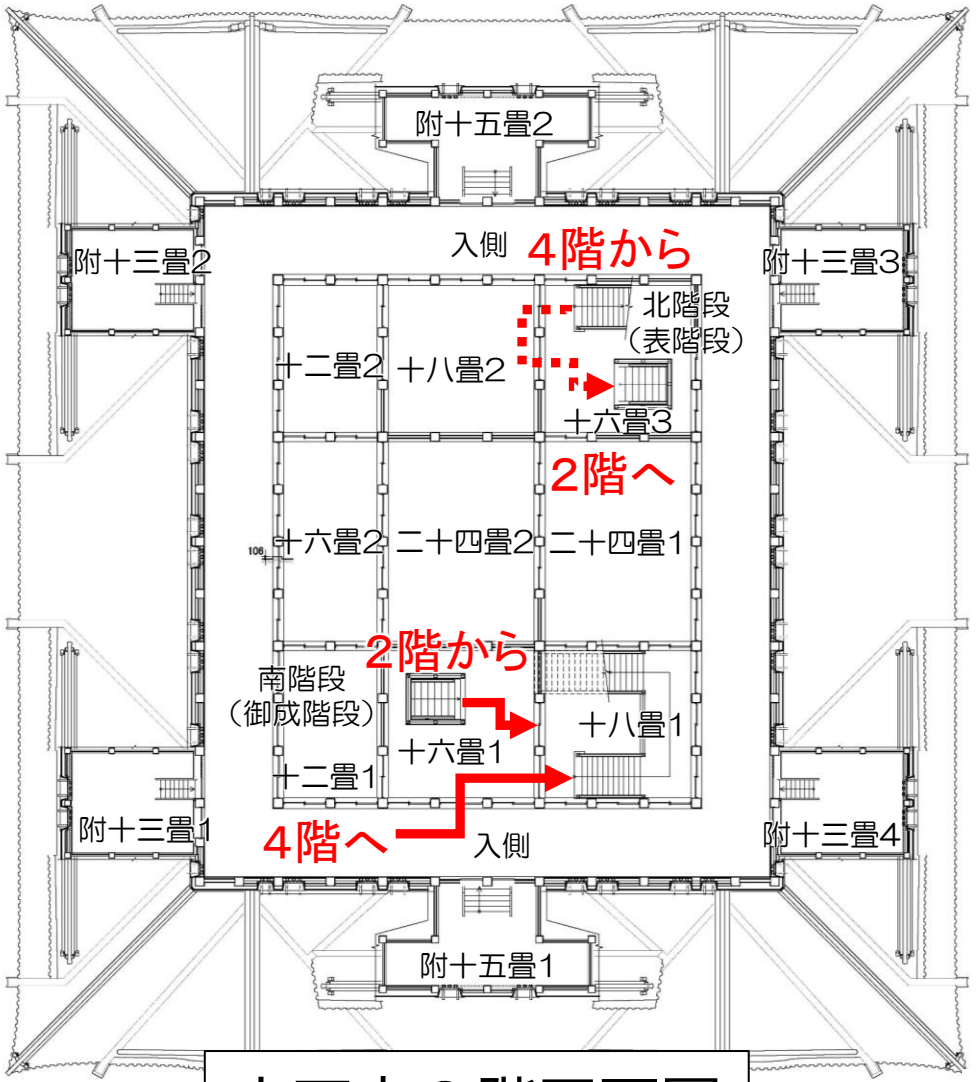

大天守３階平面図

行き

帰り

2（2）内苑から大天守５階までの観覧平面図

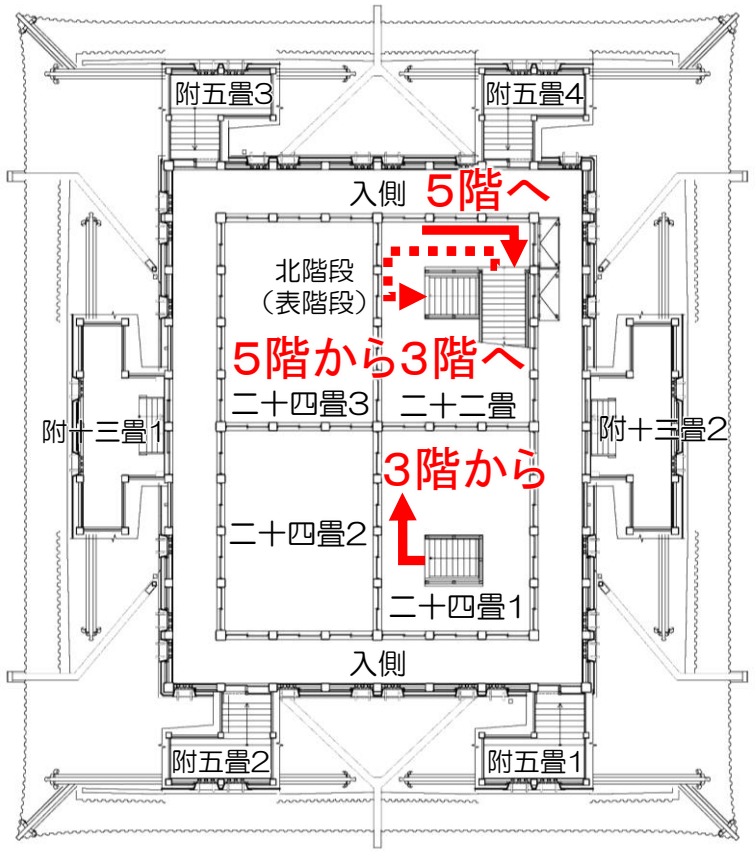

大天守４階平面図

行き

帰り

2（2）内苑から大天守５階までの観覧平面図

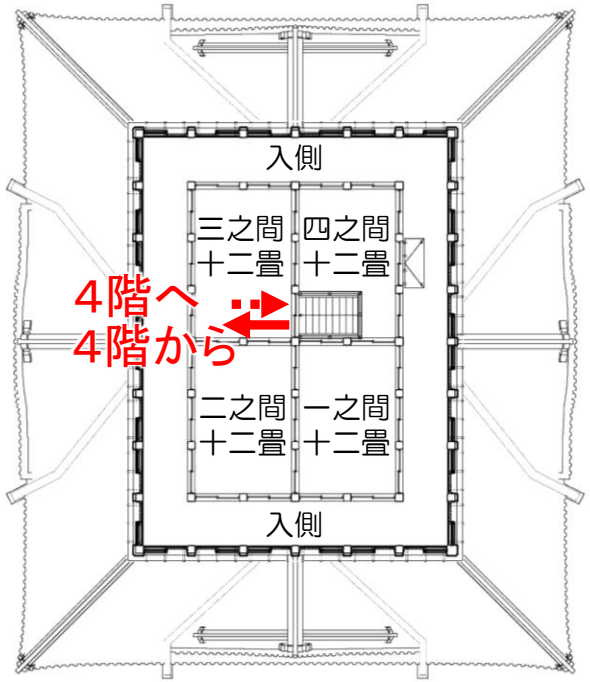

行き

帰り

大天守５階平面図

３．運用面（天守全体）での対応

3（1）事前予約

○事前予約

○入館管理混雑緩和を目的とした事前予約制の導入可否

運用方針（案）	・事前予約制を導入し、予約者優先での観覧とする ・予約枠に空きがある場合は、予約なしの来場でも観覧できるが、繁忙期等で予約枠に空きがない場合は観覧できない

○時間帯別入館・整理券方式の検討

区分	運用案
時間帯別入館	・既存のインターネットサービスを利用し、事前に時間帯を指定して予約する方式 ・来場者は事前に予約した時間帯に来訪し、予約の有無のチェックを受けて天守に入場する
整理券方式	・繁忙期等多くの来場者が予想される日において、来場者に対して整理券を配布する

3（1）事前予約

○事前予約

○時間帯別入館・整理券方式の検討

区分	メリット	デメリット
時間帯別入館	・事前に時間を選び予約できるため、来場者の予定・旅程が立てやすい ・既存のサービスを利用するため、追加運用が少ない ・どの時間帯に来場者が多くなるかが分かるため、スタッフの体制を構築しやすい ・消防法上の観覧制限人数を管理しやすい。	・システム利用料がかかる ・事前予約なしで来場した方が天守に入れない可能性がある。 ・インターネットが利用できない方のアクセシビリティが悪い ・無料で予約できるようにすると、着券率が低下する可能性がある。
整理券方式	・制度が分かりやすい ・平等性が高い ・名古屋城に入場後に整理券を取得するため、着券率が低下しにくい。	・整理券の頒布に人的コストがかかる ・整理券を制作するコストがかかる ・繁忙期等は整理券頒布時に混雑や混乱の恐れがある

３（１）事前予約

○事前予約

○時間帯別入館・整理券方式の検討

運用方針（案）	・時間帯別入館を基本とする。 ・当日、予約なしで来られた方も、観覧状況に応じて観覧できるよう当日枠を設ける等配慮をする。 ・インターネットの利用が難しい方向けに、電話でも予約が出来るように配慮を行う。

3（1）事前予約

○事前予約

○団体利用と一般来館者の区分運用

運用方針（案）	・個人または団体の申し込みを一括で管理・運用できる予約システムを採用し、ワンストップで予約できる体制を整える。

○外国人観光客や学校利用への配慮等

運用方針（案）	○外国人観光客 ・海外OTA（オンライン旅行代理店）と提携しているシステムを採用し、海外においても観覧券を購入し、時間帯による予約枠を取れるようにする。 ○学校利用 ・団体利用と同様に、予約システム内において予約ができるようにする。

3（2）緊急対応

○緊急対応

○救護スペース・カームダウンスペース・AED等

区分	運用案
救護スペース	・複数階に救護スペースを設定 ・救護スペースには隔離可能なテントを設置し、落ち着いて療養できる体制とする
カームダウンスペース	・救護スペースが隔離可能な設備とするため、カームダウンスペースとしても使用する
AED	・AEDは各階に配備する ・スタッフが迅速に使用できるように、全てのスタッフは必ず救急救命講習を受講する
担架 ストレッチャー	・病院や他都市の救急隊で多数の採用実績がある緊急用搬送器具を各階に配備する